

令和7年度 第2回市川市環境審議会 会議録

事務局（総合環境課主幹）

ご多忙中お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めます総合環境課の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

審議会の開会に先立ちまして、本年10月1日の人事異動に伴いまして、事務局職員に一部変更がございました。お手元に職員名簿を配付させていただいております。ご紹介させていただきます。

クリーンセンター建設課副参事の矢崎でございます。

クリーンセンター建設課副参事

よろしくお願ひします。

事務局（総合環境課主幹）

クリーンセンター所長の北井でございます。

クリーンセンター所長

よろしくお願ひします。

事務局（総合環境課主幹）

変更がありました事務局職員の紹介は以上になります。それでは会長よろしくお願ひいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。

それではただいまより、令和7年度第2回市川市環境審議会を開会いたします。まず事務局から定足数、会議の公開、傍聴についてお願ひいたします。

事務局（総合環境課主幹）

定足数の確認をさせていただきます。本日の会議の出席状況ですが、西原委員、小泉委員、山中委員、大野委員、秋本委員から事前に欠席のご連絡をいたしております。従いまして、現在12名の委員の方にご出席をいただいております。市川市環境審議会条例第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりのことから、本日の会議は定足数に達しております。

次に本日の審議会の公開、非公開の取り扱いについてですが、本日の議題には非公開情報は含まれておりませんので、市川市審議会等の会議の公開に関する指針では公開の扱いとなります。本日の会議については公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは公開することといたします。なお傍聴ですが、本日傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。傍聴希望者にお入りいただきます。

(傍聴者入室)

次に、事前にお配りいたしました資料と、本日配付させていただいた資料の確認をさせていただきます。

資料1-1 第二次生物多様性いちかわ戦略 素案修正版

こちらの資料1-1につきましては、事前にもご案内しておりましたが、ページ数が多いため、印刷物をお席の上に配付しております。なお、事前にデータで配付したものから3ヶ所修正がございましたので、この場を借りてご報告させていただきます。お手元の紙の資料をご覧ください。

20ページをお願いいたします。20ページの「図3-9 土地利用面積の増減(2001年→2021年)」とありますが、もともとのお配りしていたものが、右下の方に「(ha)」(ヘクタール)という文言が削除漏れになっておりましたので、お手元にお配りしているものは削除済みのものでございます。

次の箇所について、51ページをお願いいたします。右側のページですが、左から指標、現状値、目標値とありますが、現状値の欄の下にいっていただきまして、⑯をお願いいたします。⑯に投稿数/アクセス数の記載がありますが、事前にメール送付したものは投稿数641件となっていたのですが、集計結果を精査したところ、正しくは投稿数634件でしたので、配付したものは修正をしております。

こちらに関連いたしまして、92ページをお願いいたします。92ページの下段「表11.2015年から2024年のいちかわ生きものマップ調査実績」の表ですが、2015年度、2018年度、2021年度、2022年度の実績数に誤りがございましたので、正しい数値のものに表ごと修正をしております。

修正箇所3ヶ所は以上になります。

続きまして次の資料、

資料1-2 第二次生物多様性いちかわ戦略 素案修正版 概要版

こちらは事前にメールにて送付しているものになります。こちらについても、1ヶ所修正がございまして、先ほどの紙の資料1-1でお伝えしました箇所と同様に、6ページにつきまして、同じく現状値の⑯投稿数641件/アクセス数1,295件のところが、正しくは投稿数634件/アクセス数1,295件になりますので、お手数おかけして申し訳ございませんが、もしお手元に紙ベースでお出しであれば、修正をお願いいたします。こちらの修正箇所につきましては、改めて委員の皆様には修正したものをメールにてお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

では引き続き、事前にお配りした資料の確認をお願いいたします。

資料1-3 令和7年度第1回環境審議会でのご意見及び対応

資料1-4 パブリックコメントでのご意見及び対応

資料 1-5 主な修正箇所一覧

資料 2 地域の猫活動を支援する拠点の開設について

となります。その他、本日お席の上に配付させていただいている資料がございます。1つ目は右上に当日配布資料と示されております横向きの資料「第二次生物多様性いちかわ戦略事前意見及び回答」です。こちらは本日ご審議いただく内容、特に資料 1-1 についてボリュームがあるため、審議会の開催通知を送付した際に、あわせて委員の皆様に事前に意見等をいただいたものの結果になります。次に本日の審議会の席次表並びに更新いたしました事務局名簿につきましても配付をしております。最後に参考資料といたしまして、こちらは議題 2 に関連した、地域の猫活動支援拠点へのクラウドファンディングについての資料になります。カラー刷りのものになります。以上になります。不足している資料がございましたらお申し出くださいますようお願いいたします。

私の方から最後に 1 点注意事項になります。本日、複数のマイクを用意しておりますが、同時に複数のマイクの電源が入っていますと、スピーカーから雑音が発生する場合がありますので、恐れ入りますが、発言をされるとき以外はマイクの電源をお切りいただきますようよろしくお願いいたします。それでは会長に進行をお戻しいたします。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。今日は西原副会長がいらっしゃらないので、少し心もとないですけど、議事を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

議題 1 「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について（審議）」に関して、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局（総合環境課課長）

はい。総合環境課長の西倉でございます。よろしくお願ひいたします。私からは、お配りしている資料並びに事前にいただきましたご意見を踏まえご説明させていただきます。

それでは、議題 1 「第二次生物多様性いちかわ戦略の策定」についてご説明いたします。

<第二次生物多様性いちかわ戦略 素案修正版について>

資料 1-1 をお願いします。こちらは、「第二次生物多様性いちかわ戦略 素案修正版」として、前回の環境審議会でいただいたご意見、8月 16 日から 9 月 14 日まで実施したパブリックコメントでのご意見、その他府内での意見を反映させ、前回お示しした「素案」の修正版として作成したものです。

また、資料 1-2 は、同じく各ご意見等を反映させた素案修正版の概要版となります。修正した箇所等につきましては、資料 1-3 以降でご説明いたします。

<令和 7 年度第 1 回環境審議会でのご意見及び対応>

それでは、資料 1-3 をお願いいたします。こちらは、「令和 7 年度第 1 回環境審議会での

ご意見及びその対応」になります。

資料には、前回の審議会でいただいたご意見と、そのご意見に対する対応、対応した素案修正版の該当ページを示しております。

まず、1つ目として、杉本委員から「イラストや生物多様性の危機に関する文章について、市川市らしさ、市川市ならではの内容にすべき」というご意見をいただきました。また、2つ目として、とくたけ委員からイラストの森、海のイメージについてご意見をいただきました。両ご意見のイラストにつきましては、資料1-1の7ページ、9ページを修正いたしました。まず7ページをご覧ください。森や海のイラストを出来るだけ市川市の風景に近い形に修正いたしました。テントウムシのイラストをスズムシのイラストにする件につきましては、遺伝子の多様性の説明をするのがスズムシでは難しかったため、ここはテントウムシのままにしております。次に9ページをご覧ください。図2-3の左下のイラストについて、以前はスイカ畠を荒らすアライグマのイラストでしたが、市川市で多く見られる条件付特定外来生物のアメリカザリガニのイラストに修正いたしました。次に10ページをご覧ください。生物多様性の危機として、表2-3の1段目、第1の危機では、素案では「乱獲」「盗掘」などの記載がありましたが、市川市の危機にはそぐわないことから、削除いたしました。同じく表の3段目、第3の危機では、2段落目に「市にも見られる」を追記いたしました。

資料1-3に戻っていただき、3つ目として、とくたけ委員より「優良農地、都市公園の整備、市街地緑地の保全、園芸植物やペットの適切な管理と飼育、市民ボランティアへの支援が施策の中からなくなっている」というご意見をいただきました。こちらについては、資料1-1の45ページ、表5-2(1)の施策内容の3段目「身近な自然環境の保全・再生」の1項目、「都市公園などの市街地の緑地や」の文章に「優良農地」を加え、また、46ページの表5-2(2)の3段目「外来生物の拡散防止」の3項目に「園芸植物やペットの適正な管理」を追加、そして47ページ、表5-2(3)の下から2段目「市民ボランティアを増やす」の2つ目の項目の最後に「活動の支援をしていきます」と記載しました。

4つ目として、とくたけ委員より「都市部での開発の中で自然が失われないよう、緑地を作っていくなど、貴重な保全を忘れないように」というご意見をいただきました。こちらについては、資料1-1の45ページ、表5-2(1)の3段目、「身近な自然環境の保全・再生」に、都市部を含む市内全域で緑地を増やしていく施策を設定しています。

5つ目として、熊谷会長より「一次戦略で目標達成している施策のうち、二次戦略では削除しているものはあるのか」というご意見をいただきました。こちらは、一次戦略の全ての施策を、二次戦略内の施策内容及び指標に含んでおりました。

6つ目として、熊谷会長より「評価指標も示していくのか」というご意見をいただきました。こちらについては、資料1-1の50、51ページをご覧ください。

各施策に対する指標及び目標を追加しました。指標については前回の素案ではお示ししていなかったので、主な指標をご説明いたします。51ページの「指標」の欄をご覧ください。二次戦略では「水環境の改善」により「生物多様性の豊かなまち」につなげていくことを掲げているので、指標に「①河川のBOD、D0（溶存酸素）の環境基準達成率」や「②主要な遊水地での湧水の状況」を新たに設定いたしました。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みである自然共生サイトについて、「⑥保護地域等の市域に対する面積割合」で自然共生サイトの認定を目指していくこと、「⑦自然共生サイトでの活動回数」により、自然共生サイト内での活動の充実を目指します。なお、「⑦自然共生サイトでの活動回数」の一番右の目標値については、夏と秋の年2回と記載しておりますが、時期としては現地の状況等を踏まえながら「春から夏」、「秋から冬」の計2回で考えております。

その他、全28の指標により、第二次生物多様性いちかわ戦略を推進していきたいと考えております。

資料1-3に戻っていただき、7つ目として、杉本委員より「市川市は国が掲げている30by30より高みを目指した31%とするはどうか」とのご意見をいただきました。市の面積に対し30%を保全するには、約16.9km²が必要となり、実情として市域で30%以上というのは非常に厳しい状況であることから、まずは30%の達成を目指して施策を設定したいと思います。

8つ目として、新井委員から一次戦略の指標の評価について、「温室効果ガスの市内における排出量の評価はBでいいのか」とのご意見をいただきました。こちらは基準年度に対して排出量は減っているものの、当初想定していた削減量の目標値よりは少ないということでB評価としました。

9つ目として、山中委員より「アライグマだけでなくハクビシンも防除しているなどの取り組みを列挙すべき」とのご意見をいただきました。これについては、特定外来生物であるアライグマに対して、ハクビシンは外来生物であることから、必ずしも駆除しなければならないという規制ではなく、今後被害が大きくなるものであれば対策を加えていく必要がある一方、外来生物も含めて共存する必要があるという考え方もあります。そのため、ご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。

10個目として、とくたけ委員より「捕獲したアライグマは駆除しなければならぬのではなく、防除目的であれば飼育することも認められる可能性があるので」いうご意見をいただきました。こちらも、外来生物も含めて共存するという必要があるという考え方もあるため、今後の取組の参考にさせていただきます。

11個目のご意見として、西原副会長より「水環境の改善、浄化について記載がない。水の浄化、水辺で遊べる親水機会の増加、このどちらに主眼をおくのか」というご意見をいただきました。こちらは、親水機会を増やすために水環境を整備するという考え方で進めており、2030年度までの短期目標及び施策として、資料1-1の43ページ、45ページにその旨を記載しました。まず43ページをご覧ください。ページの中段、枠で囲った部分ですが、短期目標として「自然と共生し多様な命を育みながら世代を超えて学び楽しみつながるまち」の次に「～多様な命を育む清流を取り戻す～」を加えました。次に45ページをご覧ください。表5-2(1)の施策内容の1段目「水辺の環境の保全・再生」を施策の1つ目とし、その中の1つ目「河川環境の保全や再生（回復）を図るために、流域全体の水質改善や水量確保等の取組を進めます。」を追加しました。また、「湧水の保全」も施策の2つ目として表の2段目に記載し、水環境に関する施策を強く推し進めていきたいと考えております。

資料1-3に戻りまして、意見の12個目として、道下委員から「みずアドバイザーは水質

改善に貢献しており、春木川はきれいになった。親水機会を増やせるような街を作るという認識で間違いないか」というご意見をいただきました。こちらは、その認識の通りでございます。今以上に水を綺麗にして、昔のように川で遊べるような環境を整えることを目的としております。

<第二次生物多様性いちかわ戦略素案についてのパブリックコメント実施結果>

続きまして、資料 1-4 をお願ひいたします。こちらは、今年の 8 月 16 日から 9 月 14 日までに実施したパブリックコメントの実施結果になります。ご意見を提出していただいた方の人数は 22 名で、全部で 185 件のご意見をいただきました。

いただいたご意見のうち、

「ご意見を踏まえ、修正するもの」が 46 件、

「今後の参考とするもの」が 132 件、

「ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に盛り込み済であるもの」が 1 件、

「その他（案そのものに対するご意見でないもの等）」が 6 件

となっております。

その下には主なご意見の概要と方針をお示ししております。

まず 1 個目として、「一次戦略の評価が掲載されていないので、二次戦略の目標や計画の設定理由が分からぬ」とのご意見をいただきました。こちらは資料 1-1 の 32 ページに一次戦略の評価を記載いたしました。なお、この内容は、前回の環境審議会にて「参考資料」を配付のうえ、委員の皆さんに説明したものです。同じ資料を、資料編の 94 ページに載せております。

2 個目として、「課題についての記載がない。市が課題を示すことで、市民が自分のこととして受け取れる」とのご意見をいただきました。こちらは資料 1-1 の 41 ページに「二次戦略の方向性」として課題を記載しました。

3 個目として、「公園面積について、面積の記載だけではなく評価の記述があった方が良い」とのご意見をいただきました。これは、資料 1-1 の 40 ページ目の 2 行目に、国や県との比較による評価の記述を記載しました。

4 個目として、「市民のレクリエーションの推進」は「レクリエーション＝遊び」との誤解が生じないようにしてほしいとのご意見でした。これは、資料 1-1 の 49 ページ、表 5-2(5) の施策内容の 2 段目「市民のレクリエーションの推進」の冒頭に「生物多様性に配慮しながら」を記載しました。

5 個目として、「大町自然観察園や大柏川第一調節池緑地について自然共生サイトへの登録を目標とすることを検討してほしい」とのご意見でした。こちらについては、資料 1-1 の 46 ページ、表 5-2(2) の施策内容の 1 段目、「自然共生サイト登録に向けた取り組み」の 2 つ目に、具体的な場所ではなく、水辺の拠点、緑の拠点等を自然共生サイトに申請していく旨を記載しました。

6 個目として、「県内でも貴重な絶滅危惧種が多数生息している「国府台フジバカマの里」についても触れてほしい」というご意見でした。これは、資料 1-1 の 60 ページ、中ほど、1)

里見公園の紹介箇所の5行目に、フジバカマが自生している旨を記載しました。

7個目として、「じゅん菜池の水質がこれ以上悪化しない対策をしてほしい」というご意見でした。これは資料1-1の61ページの3)じゅん菜池緑地の紹介箇所の最後に、水辺環境の復元を図る旨を記載しました。

8個目として、「市、市民団体、教育機関が協働で実施しているじゅん菜池の生態系を再生する取り組みを記載してほしい」というご意見でした。これは、資料1-1の64ページにじゅん菜池の取り組みとしてコラムに記載しました。

9個目として、「江戸川放水路の自然干潟等は希少な生物が多数生息していることから、「多様性に配慮された整備」と記載してほしい」というご意見でした。これは、資料1-1の70ページの下から4行目に「東京湾最奥部の泥干潟から砂干潟に至る多様な干潟環境となっています」と記載しました。

10個目として、「江戸川放水路について市としての保全・再生の示し方が不十分。利用ルール徹底や環境学習の実施など具体的な方向性を示すべき」とのご意見でした。これは、資料1-1の70ページの最後の行に、環境学習の場として活用されている旨を記載しました。具体的な方向性については、今後の参考とさせていただきます。

11個目として、「30年度の市川市が自然と生き物の豊かな癒しの都市となるため、いちかわ戦略の全ての施策に必要な予算を計上してください」とのご意見、また、12個目として、「外来生物対策として、アライグマ以外で身近に見かけるアカミミガメ、オオブタクサ等を捕獲した場合の処理方法についての周知、啓発、引き取り対応策等の検討を望みます」とのご意見でした。両ご意見とも、今後の参考とさせていただければと考えております。

<第二次生物多様性いちかわ戦略 素案修正版 主な修正箇所一覧>

次に、資料1-5をお願いいたします。

こちらは、前回の審議会でご提示した素案からの主な修正箇所になります。左から、資料1-1に該当するページ、該当箇所、修正概要、そして審議会意見番号として資料1-3でお示しした番号、その右にパブコメ意見番号として資料1-4でお示しした番号となります。

審議会でのご意見、パブリックコメントでのご意見の他、庁内での調整等により修正した箇所も掲載しております。こちらは修正箇所が多数になるため、説明は割愛させていただきます。

<事前にいただいたご意見について >

また、事前にいただいたご意見及びその回答として、本日お配りしました「当日配布資料」にまとめておりますので、ご説明いたします。「当日配布資料」をご覧ください。左から、質問番号、資料1-1における該当箇所、ご意見の内容、意見者、回答を記載しております。

1つめのご意見として、資料1-1の10ページをご覧ください。表2-3の上から2つ目「第2の危機」の下から3行目の最後「また、近年、狩猟者の減少などによりニホンジカの数が大幅に増加して、シカの食害により急速に数が減少している生物もいます。」について、久野委員から「第2の危機 わかりやすい表現になったが、ニホンジカの話は市川市では馴染

みがない。身近な例はないか？」というご意見をいただきました。これについては、二ホンジカ以外の例を検討してまいります。

2つめのご意見として、資料1-1の20ページ、図3-9「土地利用面積の増減」について、久野委員から「比較のグラフは見やすくなつたが、増加した運輸施設用地が何を指しているのかわかりにくい。」というご意見をいただきました。これについては、運輸施設用地は「駅舎、バスターミナル、自動車車庫、港湾、倉庫」などが挙げられますが、分かりやすくするため、本編中に主な凡例を記載いたします。

また、同じ箇所について、3つめのご意見として、久野委員から「棒グラフで増減はわかりやすくなつたが、全体の割合がわからない。土地利用の全体の円グラフも載せて欲しい。」というご意見をいただきました。これについては、土地利用全体の円グラフを掲載してまいります。

4つめのご意見として、資料1-1の24ページをご覧ください。久野委員から「植物相の概略の本文に植生の全体の状況についても触れていない。資料編の内容はよくまとまっているが、なぜ資料編に分けたのかわからない。本文でも良いのでは？」とのご意見をいただきました。植物の詳細は85ページの資料編に記載したところです。生物相に関わらず、全体として本編が長くなり過ぎないよう、本編には概要を、資料編に詳細という形で分けて整理いたしました。

5つめのご意見として、前回の審議会で配付した素案の29ページについてですが、今回の資料1-1の30~31ページに該当します。そちらをご覧ください。前回の素案で掲載されていた自然環境講座に関するアンケート結果について、久野委員から「「自然環境講座」の内容のグラフは残しても良いのでは？」というご意見をいただきました。これについては、本編が長くなり過ぎないようスリム化したのですが、30~31ページに掲載します。それに伴い、29ページの結果概要にも同グラフの内容を追加します。

6つめのご意見として、資料1-1の43ページをご覧ください。真ん中にある「短期目標」について、久野委員から「文末の～多様な命を育む清流を取り戻す～は2030年への目標が清流に偏った印象になるのでは？」とのご意見をいただきました。これについては、今回のいちかわ戦略では、「水は生き物の源」という考え方のもと、水環境の改善を通じて生物多様性の豊かなまちに繋げていきたいと考えております。

また、同じ箇所について、杉本委員から「2030年までの短期目標での今回の修正で追記された「多様な命を育む清流を取り戻す」について、「清流」という箇所で、2030年までは特に水辺に関する施策に力を入れる、という方針（市としての考え）がある、という理解で良いでしょうか。」とのご意見をいただきました。これについては、お見込みのとおりであり、市として「水環境の改善」に力を入れ、生物多様性の豊かなまちにつなげていきたいと考えております。

8つめのご意見として、概要版の5ページとありますが、資料1-1の50ページをご覧ください。基本戦略1について、道下委員から「水環境改善をテーマと位置付け、南部の干潟、浅海域、三番瀬などの生物多様性に富んだ環境を残していく必要性を入れてはどうか。」とのご意見をいただきました。これについては、このページでは記載しておりませんが、数ペ

ージ戻っていただき、45 ページの施策内容で湿地や干潟など水辺の生物多様性の保全・再生を図る旨を記載しています。

9 つめのご意見として、資料 1-1 の 51 ページをご覧下さい。④都市公園の面積、数について、久野委員から「④都市公園の面積と数は緑や草花など自然がある公園でしょうか?」とのご意見をいただきました。これについては、都市公園法の都市公園となります。都市公園には、遊具がある街区公園から、里見公園や国分川調節池緑地など規模が大きい自然がある公園まで含まれます。

10 個目のご意見として、資料 1-1 の 74 ページをご覧ください。市民の役割の箇所について、道下委員から「まず身近な自然を大切にする意識を持つこと。消費活動がわかりにくく、地元産、季節の食材など環境負荷の少ない消費行動を心掛け、緑地保全地帯、生態系保全区域の利用ルールを守ることも入れたほうがいいのではないか。」とのご意見をいただきました。これについては、地産地消や各利用ルールなどを入れていくことを検討いたします。

11 個目のご意見として、資料 1-1 の 75 ページをご覧ください。事業者の役割の箇所について、道下委員から「法令、条例遵守。生物多様性に配慮した土地利用、開発を行うことも必要だと思う。」とのご意見をいただきました。これについては、法令遵守、生物多様性に配慮した土地利用等について入れていくことを検討いたします。

12 個目のご意見として、資料 1-1 の 78 ページをご覧ください。各主体との推進体制について、道下委員から「生物多様性が、まちの魅力づくり、防災、教育、経済活動と結びつく事を期待したい。」とのご意見をいただきました。これについては、ご意見として承り、生物多様性が様々な分野にも結びつくよう、生物多様性の施策を推進してまいります。

<意見のお願いについて >

資料の説明は以上となります。あらためまして、前回の審議会で諮詢させていただいたおり、第二次生物多様性いちかわ戦略では、将来における緑豊かな環境と豊富な生物が生息する生物多様性のまちを作り上げていくために、水辺の環境の保全や再生が特に重要と考え、「清流を取り戻す」ということを目標に掲げております。

今回、水環境の改善に関する施策、そして、いちかわ戦略の進捗を計るための指標をお示しいました。ぜひ、水環境の改善の中で、市内の「清流」を取り戻し、その先の「生物多様性の豊かなまち」につなげるための必要な視点や取り組みについて、ご意見をいただきたいと考えております。

説明は以上となります。

熊谷会長

事務局、ありがとうございました。前回の審議会での意見を踏まえた上でそれを修正していただいて素案修正版と、パブリックコメントも 185 件ということで、かなり多くのコメントをいただいていることについても、丁寧に説明していただいていると思います。さらに修正版についても事前に委員の皆様に配り、ご意見をいただき、そのご意見についての対応をまとめていただいたものを、ご丁寧に説明いただいたかと思います。ありがとうございます。

た。ただいまのご説明を踏まえて、改めてこの修正版、それから提案を出していただいたご意見などに対する対応について、ご意見や、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

新井委員お願いします。

新井委員

とても良くまとまっていて、わかりやすく、文章も多くなって非常にいいと思うのですが、細かいことなのですけれど、74ページの「1.1.1 各主体の役割と連携」のところで、図7-1参照と書いてあるのですけど、これがどこにあるかわからないので、ページ数を書いていただければ、よりわかりやすいと思いますので、これだけに限らずに他にもありましたらよろしくお願ひします。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課長）

はい。その先がわかるような表記の仕方を検討します。ありがとうございます。

熊谷会長

そのほかござりますでしょうか。

冨家委員お願いします。

冨家委員

1回目の審議会から2回目にかけて、水辺の環境の改善というところで、たくさん水辺のことが盛り込まれてきたかと思います。ありがとうございます。皆さんにできるだけ読まなくて一番わかりやすい概要版も作られておりますけれども、表紙に緑と水辺の地図があり、これは市川の地図だと思うのですけれども、この一番下の方に、地図だとここに三番瀬が描かれているのですが、これがちょっと切れているかなと感じております。少し海の部分があったほうがわかりやすいかなと思いました。以上です。

熊谷会長

表紙ですね。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。おっしゃる通り、欠けているところもあるので、この辺のデザインは検討させてください。

熊谷会長

ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。
杉本委員、お願ひします。

杉本委員

杉本です。当日配布資料について、私が No.7、久野委員が No.6 で出していて、特に今回 No.6 の回答のところについて、今回いちかわ戦略では「水は生き物の源」という考え方の下、この考え方方が結構大事だと思っていて、市としてこの考え方を 2030 年の短期目標が出る前に書いていただくのがよろしいのではないかと思います。

市として「水は生き物の源」という考え方の下、水環境の改善を通じて生物多様性につなげたいと考えているから、短期目標として 2030 年の直近は、この水系に力を入れているのですよ、だからこの短期目標でも清流という用語になります、というストーリーが今の資料 1-1 の 42~43 ページからはちょっと読み取れないのがむしろ残念なんじゃないかという印象を持って今日の説明聞いていたのですが、いかがでしょうか。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。おっしゃる通り、短期目標のところに記載されているだけで、その前段として何かといったところが書かれていなかと思うので、短期目標に至るまでのストーリー性を持つて我々の方でもう一度考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

杉本委員お願ひいたします。

杉本委員

43 ページは多分 4 行ぐらいのスペースがあるので、そのぐらいのボリューム感でいいと思います。この 42~43 ページの見開きのところで収まるぐらいのボリュームを考えてください。

熊谷会長

ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。
とくたけ委員お願ひします。

とくたけ委員

はい、とくたけです。よろしくお願ひします。様々なご意見を反映まとめていただきましてありがとうございます。大変な作業だったと思います。僕の方から 5 点、意見を言わせていただきたいと思います。

まず資料1-1の9ページ、図2-3のイラストですけれども、アメリカザリガニのイラストに変更されたということでわかりやすくなっているなと思うのですけれども、もし可能であればというご提案なのですが、人間により持ち込まれたということで書かれているのですけれども、やはり生物の問題を人間の行動によって引き起こされているという、その理解がないとなかなか解決していかないと思います。イラストに人間により持ち込まれたことが表現できるようご検討いただけないかなと思います。上の図（乱獲や開発等の人間活動による危機）だと人間がブルドーザによって破壊しているということが表現されているので、アメリカザリガニについても人間がアメリカザリガニを放してしまったというような、そこがわかるとなお問題意識が伝わりやすいのかなと思いました、ご検討をいただければということでお願いします。

熊谷会長

はい。その点について事務局お願ひいたします。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。外来生物については今ご説明させていただいた中でも共存という部分の考え方もあるという中でもございますけれども、外来生物がもたらす影響というのも、一方でありますので、人間が外来生物を持ち込んで、今の生態系に影響与えているといったところも含めながら何か表現できるような方法を考えたいと思います。ありがとうございます。

とくたけ委員

はい。ありがとうございます。ご検討いただければと思います。

続いて36ページなのですが、アライグマの捕獲処分数についての表が載っているのですが、おそらく急増している年度だけをピックアップして載せていると思うのですけれども、せっかくなので、例えば2024年度まで数は出ていると思うので、このグラフに2023年度、2024年度まで載せたほうが、より実態がわかるのかなと思ったのですけれども、その点もご検討いただければと思います。

事務局（総合環境課課長）

はい。担当部署と協議しながら公表ベースがあるかと思いますので、公表できる範囲の中で、できるだけ載せられたらと思います。ありがとうございます。

とくたけ委員

はい。ありがとうございます。

続いて43ページで、先ほどからご意見が出ている短期目標のところで、この「～清流を取り戻す～」となっているところなのですけれども、やっぱりこれだけ見ると少しテーマが偏っているように思います。なので、清流という文言を入れたいということであれば、例え

ば、清流を取り戻し、緑を保全或いは緑化を推進など、続けてバランスをとるなどしていただいた方がよろしいのではないかと僕は感じましたので、その点ご検討いただきたいと思います。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

ご意見踏まえて考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

続けてお願いします。

とくたけ委員

はい。先に45ページで、これはもう削除されたというところなのですけれども、もともと「大型店舗や工場等の緑化推進」があったと思うのですけれども、これはやっぱりすごく僕は大事なことだと思うのですが、これが削除された理由をお伺いしたいと思うのですけれどもお願いできますでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

はい。まず工場緑化という考え方なのですけれども、こちら市川市の環境保全条例に基づく緑化制度の中で、緩衝機能というのが主な目的として位置付けられています。条例で規定された割合の緑地を設置すれば、条例に適合するというものになっておりまして、緑化の割合をどんどん増やしていくという取り組みとしてはちょっと難しいのかなと我々の方では考えました。

それに代わるものとして、自然共生サイトっていう登録制度が昨年度から始まっておりますので、これは行政だけじゃなく工場や事業所の方も登録に向けて申請できる制度でありますので、工場とか事業所もこういったものに乗っかりながら自然共生サイトに登録するような意味合いで、その自然を守っていく、緑地を守っていくというような意味を持たせて、緑地面積の方にその点を乗っけられるような、自然共生サイトの登録が緑地の面積において増えていくような、そういう考え方のもとに、改めて今回、工場緑地というのを取り除いて、どちらかというと自然共生サイトで増やしていくというふうに方向性を変えたというのが今回削除した理由となっております。

とくたけ委員

はい。説明は理解しました。ありがとうございます。経緯といいますか、お考えは理解いたしました。その上でおっしゃることも一方で進めていただきたいのですけれども、やっぱり大型店舗を含め、大きな企業が果たすべき責任というものは、やっぱり大きいと思う中で、それを明記することが市としては大事かなと思いますので、ぜひ改めてこの点、記載をできる方向でご検討いただけないかということをお願いしたいと思います。

熊谷会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。もう一度考えさせていただきたいと思います。基本的には先ほどの考え方がベースにありますので、それも含めてもう1回考えさせていただきたいと思います。

熊谷会長

はい。次お願いします。

とくだけ委員

はい。最後に50～51ページのところなのですけれども、この中の基本戦略4の中に、「地球温暖化対策」という項目があるのですけれども、この生物多様性と地球温暖化というのは密接に関わってくる中で、そこに関しての指標が①、②と2つあるわけですね。さらに再エネ・省エネということに関しては、①の太陽光発電の設備のことが書かれているのみなのですが、本市としてもやはり地球温暖化対策は力をいれていく分野だということで、②の太陽光発電だけではなくて、色々なバランスもあるとは思いますが、例えば断熱化ですとか、あとは次世代自動車、EV自動車の普及ですとか、指標を入れて分厚くする分野なのかなと思うのでその点もご検討いただければということで意見を言わせていただきます。

熊谷会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。今回指標を作る中では、できるだけ皆さんにわかりやすくやさしいもので伝わるような書き方というのをベースに考えております。ただ一方で、施策の内容のところには再エネ・省エネの知識の普及といったところもあるので、そういう意味では、省エネのところが、今おっしゃった断熱などといったところになるかと思いますので、もう1回考えさせていただければと思います。

とくだけ委員

はい。ありがとうございます。特にこの断熱というものは、本市としても今後普及を目指

していくものであって、一方で市民にはまだ今一つ馴染みがないのかなという気もしますので、むしろここで目に来ていただくというのも良いのではないかなど思いますので、ご検討よろしくお願ひいたします。以上になります。

熊谷会長

事務局お願ひいたします。

事務局（総合環境課課長）

先ほどのご意見で付け加えさせていただきたいのですが、昨年度、計画を策定しました地球温暖化対策実行計画について、こちらの方でも特に創エネ・省エネといったところで、その部分については手厚く書いているところもあるので、別計画の中ではそこはしっかりと書かせていただいていることは、余談ですけども、付け加えさせていただきます。

熊谷会長

はい。ありがとうございました。その他何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
杉本委員お願ひいたします。

杉本委員

今、とくたけ委員のご意見の中で、36 ページのアライグマのところについて見て思ったのですが、最後の行の鳥獣保護及び狩猟に関する法律について、これは当時の名称で、今は鳥獣保護管理法ですので、昔の名称のままの表記の法律が良いのか、現在の保護管理法の名称が良いのか、適切な方でお考えいただいて対応していただければと思います。

事務局（総合環境課課長）

はい。内容に適切な方を我々ももう一度確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

私の方から 1 つよろしいですか。「多様な命を育む清流を取り戻す」ということで、水辺の環境のことについて、水辺の環境保全再生の指標、現状値、評価目標、目標値というところですが、そこに力を入れようとしている割に、評価指標として記載されているものというのが、すこし少ない印象を受けました。例えば道下委員からこの修正案を踏まえたコメントとして、当日配布資料の 8 番目ですね。水環境改善をテーマと位置付け、南部の干潟、浅海域、三番瀬などの生物多様性に富んだ環境を残していく必要性を入れてはどうかとあります。回答欄では、市としてやっていきますということかと思うのですけどそのあたりも、評価指標の中に入れていくことはご検討いただけますでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

やはりこれも例えば目標や指標というものは、どうしても数値で表せるものと表せないものがあるかとは思うのですけれども、わかりやすくするためににはやはり数値で表すのが一番色んなものの判断材料になるかと思っております。水辺の環境というのはなかなか数値で表せないところもあるので、難しいところではあるのですけれども、最初にはBODとかD0とか、こういった数字で表せるものである一方で、例えば、水辺環境を皆さんに親しんでいただくといった意味では指標②のイベントの参加数、ここにのり滌き体験とあるのですけども、やはりこういう伝統文化的なものとかと触れ合いながら自然と触れ合って、海辺の環境をより知ってもらうとか、自然に向き合って体験して、自然の大切さをわかってもらうといったそういうところも含めて、今回この計画には入れています。それとここには出てこないかもしれませんけど、見ていただくと例えばコラムの中にブルーカーボンの話ですとか、あとは2050年 の長期的な目標のところにもいろいろ書かせていただいたりとか、いろんなところにそういうのをちりばめて入れてあるので、そういったところも含めていろいろ判断していただけたらなというふうに考えます。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。ご説明ありがとうございます。

その他ご意見ございますでしょうか。

はい。久野委員お願いします。

久野委員

たくさんの意見を色々ご検討いただきありがとうございました。1点だけ、51ページのところでお答えいただいたのですけれども、都市公園の面積は緑があるものとないもの、どうなのでしょうかということについて、都市公園にもいろいろなものがあり、指標に数だけを書かれているですね。公園の数が増えているという数値になっているのですけれども。ちょっと気になっているのは、昨今、公園はできているのですが、結構小さいところですと、特に緑のない公園が結構ポツと新しくできているところが散見されるなど。見ているとそういうところが増えている気がするので、公園が増えていることが、緑が増えるということに結びつくのかなというのに疑問があって、こういう質問をさせていただきました。ですので、公園を作るときに、できれば必ず緑を入れていただくという方向性を少しどこかに入れていただけるといいなと思いました。二次戦略に記載する、しないというのとは少し違うのですけれども、この指標で評価するのであれば、ここでは本来、緑のある公園で評価していただくのがベストだと思います。新しい公園を作るときに、大きい木が難しいのであれば花壇でも良いので緑を必ずどこかに一緒に入れていただくというものがあって、公園の数というのであれば、何となく納得感があるのですけれども、できている公園で緑がないところがどんどん増えても、数だけではこここの要件を満たさないのでないかという気持ちがあったので、内容の変更ということではないのですが、このような質問をさせていただきました。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。そうですね、我々だけではなかなか判断できないところあるかと思います。公園の部門等の考え方とかもあるかと思いますので、そういうところも我々の中で整理したいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

その他、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

小川委員お願いします。

小川委員

私も少し気になった点があったのですが、水は上から流れてくるもので、実は鎌ヶ谷市から大柏川の上流からいっぱい水が流れているのですが、私の住んでいるところは北部なのですが、すごく水が汚いのです。これを綺麗な清流に戻すっていうのは、他市との協力がなければ絶対できることなので、これが計画に何も載ってないっていうのは少し寂しいなと思います。他市の協力を得て、鎌ヶ谷市と話し合って下水道などもきちんと鎌ヶ谷市にやってもらうとか。そういう形にしない限り、市川市内で湧き水が出て、そこは綺麗にしても、本体の川は鎌ヶ谷市から流れてくる。また、鎌ヶ谷市が遊水地事業で今度、市川市北部の近接地区の田んぼの中に、市川市でも作った県の遊水地ができるらしいので、それとタイアップでもしない限り、結局その工事の水とかも全部また流れて来てしまうということなので、今のうちに他市と話し合う方向に持っていくないと、いくら頑張っても湧水は綺麗になんて川は綺麗にならない。私はそう思うので、すみませんがよろしくお願ひいたします。

熊谷会長

はい、ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課長）

はい。ありがとうございます。ポイントだけで見るのではなくて、もうちょっと面的に広く見るよう、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

資料をじっくり読むと、まだまだ意見をしたいところも出てくるかもしれない、何かご意見があるようであれば、また後で出していただくというような形も取っていただけますので、本日の審議会での意見などを踏まえて、事務局の方で今後、第二次生物多様性いちかわ戦略を修正していただきまして、審議会の意見を踏まえた確定版として、次回の年明けに開催される審議会の時に示していただければと思いますので、よろしくお願いします。ではこの議題1は終了いたします。

続きまして議題 2 に移ります。「地域の猫活動を支援する拠点の開設について」、こちらは報告となります。資料の説明をお願いいたします。

事務局（自然環境課主幹）

はい。自然環境課の朝井でございます。本日、自然環境課長の小川が所用のため欠席となりますので、代わりに私から地域の猫活動を支援する拠点の開設につきまして、ご説明させていただきます。それでは、お配りしている資料に沿ってご説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。

初めに、「1. 拠点の概要」につきましてご説明させていただきます。市川市では、人と動物の共生社会を目指しまして、これまでも、地域の猫活動への支援として、猫の去勢手術等の費用や、譲渡会開催費用の助成等を実施して参りました。この度さらなる支援策といたしまして、市内 60 に及ぶ活動団体をつなぎ、活動の輪を広げる交流拠点といたしまして、現在、オープンに向け準備を進めているところでございます。所在地につきましては、市川市大町にございます観賞植物園の 2 階の一部を使用いたします。開館時間につきましては、9 時 30 分から 16 時 30 分までを想定しております。

次に、「2. 運営方法」につきましてご説明させていただきます。職員体制につきましては、市の職員 2 名、獣医師などの資格を持った会計年度職員を含んだ職員 4 名ほどでシフトを組みまして、1 日 2 名以上の体制で運営して参りたいと考えております。また、一時預かりされた猫の具合が悪くなった際には、獣医師会に属する動物病院に協力を依頼いたしまして、診療をお願いすることとしております。

続きまして、「3. 拠点の役割」につきまして、ご説明させていただきます。拠点の役割といたしましては、主に資料 2 に書いてある 5 点につきまして進めて参りたいと考えております。1 つ目といたしまして、譲渡会や猫の Web での紹介をいたしまして、里親探しを積極的に進めて参りたいと考えております。2 つ目といたしまして、団体間の相互交流を図って参りたいと考えています。3 つ目といたしまして、譲渡可能な地域の猫の一時預かりを行います。4 つ目に地域猫の管理や飼養に関する連携機能の強化として、自治会等の理解を深めるため、働きかけを行いたいと考えております。最後 5 つ目に動物愛護イベントなどの情報発信を行って適宜参りたいと考えております。

続きまして、クラウドファンディングについてです。この取り組みにつきましては、本事業の PR に加えまして、財源の確保を目的といたしまして、令和 7 年 10 月 2 日より実施しているところでございます。詳細につきましては、A4 の参考資料のチラシをご覧になってください。11 月 13 日時点での寄付額の合計は、78 万円となっております。説明は以上となります。

熊谷会長

ご報告ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。

こちらの運営費用というのは、市川市の予算ではなくて、クラウドファンディングで全て

賄うという予定のものになりますでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

一部につきましては、クラウドファンディングで食料費や猫の医療費につきましては考えておりますが、もちろん市川市の予算も使って運営していく予定です。

熊谷会長

1,000万円を目指しているというところですけど、まだまだ苦戦しているところですね。杉本委員お願ひいたします。

杉本委員

私も素朴な質問になるのですけども、この拠点設置は今年度限りのものではなくて、いわゆる恒常的なものを想定していると理解しておけば良いでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

はい、そうです。

熊谷会長

ありがとうございます。小倉委員お願いします。

小倉委員

まず始めに、保健所や動物愛護施設などともリンクされているのですか。

事務局（自然環境課主幹）

リンクはしていませんが、協力体制を強化していきたいと考えております。

小倉委員

保健所に持っていくと、皆さん色々と心配があつて保健所に持っていくれないようになりますので、当然保健所とも協力して円滑に運営出来ると良いと思います。あともう1点ですが、これ猫だけなのですよね、犬の方はやられないのでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

今のところは猫からスタートさせていただきたいと思います。

小倉委員

ぜひ犬についても将来的にお考えいただきたいと思います。

事務局（自然環境課主幹）

はい。ありがとうございます。

熊谷会長

犬は保健所の管轄になるのですか。

事務局（自然環境課主幹）

そうですね、犬は県の保健所です。

熊谷会長

はい。新井委員お願いします。

新井委員

この資料に書いてあるのですけど、市民から直接猫の引き取りは行いませんというのではなく、例えば自分の飼い猫から産まれた子猫は引き取らないということでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

はい。基本的には、そういう猫に関しては、県の事業となりますので、動物愛護センター等を紹介させていただくような形になります。ちょっとわかりづらいのですけど。

熊谷会長

ここでは地域を自由に歩いている地域猫が対象ですね。

事務局（自然環境課主幹）

そうですね、地域の皆さんでお世話をしている猫が対象となります。

熊谷会長

そういうことも結構問題になっていて、市としても対応しなければいけない状況となっているということでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

はい。

熊谷会長

新井委員、お願いします。

新井委員

これは非常に難しいプロジェクトかもしれませんね。町を歩いていると、猫がいて餌やりのお茶碗とかが置いてあったりして、面倒見ている人もいれば、迷惑がっている人もいると

思います。猫ってその辺に居つくと思うので、それをここに連れてきて、果たしてどうなのだろうというのにはありますけど、ぜひ頑張っていただきたいと思っています。

事務局（自然環境課主幹）

基本的には一時預かりという形で、想定しています。ずっと預かるわけではなくて、譲渡会をメインとし、なるべく譲渡していただくという形を想定しております。

新井委員

ぜひ頑張っていただきたいです。

事務局（自然環境課主幹）

ありがとうございます。

熊谷会長

ありがとうございます。

杉本委員

譲渡は、地域猫としての譲渡ではないですよね。個人猫としての譲渡ですか。

事務局（自然環境課主幹）

地域に団体さんがあるのですけど、そちらの地域猫として譲渡します。

杉本委員

そうなると引き取り手は、地域ないしは団体になるということでしょうか。

事務局（自然環境課主幹）

引き取り手は一般市民の方です。

杉本委員

個人の飼い猫になるのですね。

事務局（自然環境課主幹）

はい。

熊谷会長

大変かもしれないんですけど、こういう取り組みも大切なところだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

事務局（自然環境課主幹）

ありがとうございます。

熊谷会長

その他特にないようでしたら、今日の議題は2つですので、終了したいと思います。以上をもちまして、本日の市川市環境審議会を閉会いたします。